

和光市都市公園条例改正概要

- 1 都市公園法の一部改正（平成 29 年 6 月 15 日施行）に基づき改正するもの
 - ・ 運動施設率の設定
（改正内容）
公園面積に対する運動施設の敷地面積の割合（運動施設率）を都市公園法の基準「100分の50」を参酌して、法改正から1年以内に条例で定めなければならないため、運動施設率の限度を100分の50と定める。
 - ・ 建蔽率の緩和規定の設定
（改正内容）
公園施設の建蔽率の基準については、100分の2を超えてはならないが、パークPFIの活用の際の公募対象公園施設(カフェ、レストラン等)の建築物に限り100分の10を上乗せできるものとする。
 - ・ 都市公園の基準面積の緩和規定の設定
（改正内容）
市民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準から、市民1人当たりの市民緑地の敷地面積を控除できるものとする。
- 2 市独自の条例改正によるもの
 - ・ 都市公園の追加
（改正内容）
和光市アーバンアクア公園及び土地区画整理事業により整備した10ヶ所の公園を都市公園に加える。
 - ・ 有料公園施設及び施設使用料の設定
（改正内容）
和光市アーバンアクア公園の供用に先立ち有料施設及び使用料を定める。

種別	野球場	庭球場	フットサル場	サッカー場	ソフトボール場	会議室	駐車場
使用料	3,460 円/2h	1,460 円/2h	2,190 円/2h	3,000 円/2h	2,000 円/2h	200円/2h	200円/3h 以降1h毎100円 1日最大500円

- ・ 行為許可使用料の改正

(改正内容)

公園の目的外使用の行為許可使用料について、近隣市の料金を参考に見直しを図る。

種別		映画撮影 (台)	業の写真 (台)	物品販売 (㎡)	興行 (㎡)	集会等 (㎡)	火使用 (㎡)
使用料	改正前	100円/日	100円/日	5円/日	5円/日	1円/日	1円/日
	改正後	5,000円/h	1,000円/日	100円/日	15円/日	7円/日	7円/日

- ・ 都市公園以外の公園を都市公園と同一の管理可能規定の設定

(改正内容)

市が管理するすべての公園について、公園施設の設置・管理、占用許可及び行為許可等規定を適用できるように定める。

- ・ 市以外の公園施設管理可能規定の設定

(改正内容)

指定管理者による管理及びパーク P F I の活用ができるように定める。